

支援職員専門部会における検討経過について

1 支援職員専門部会の開催

第1回

(1) 日時 平成18年10月12日(木) 午後3時~4時50分

(2) 主な協議内容

- ① 職員地区サポートチーム制度について（若槻地区サポートチームの活動状況等）
- ② 地区活動支援担当について（地区活動支援担当からの意見等）

第2回

(1) 日時 平成19年2月8日(木) 午後3時~4時55分

(2) 主な協議内容

- ① 住民自治協議会設立に向けての職員支援について
- ② 職員地区サポートチームの状況について（若槻地区の活動状況、松代地区の応募状況）

2 課題に対する検討経過

(1) 課題

住民自治協議会設立に向けての職員支援について

①地区活動支援担当からの意見

<平成18年8月11日担当者会議、平成18年8月21日～23日市長懇談会>

住民自治協議会設立に向けた検討段階から、サポートチームを編成する方が効果的と考えられる。

②市区長会からの提言

<都市内分権に関する提言書（平成18年12月5日、市長に提出）の抜粋>

住民自治協議会の設立を地域主導で進めることに異論はないが、新たな仕組みであり、将来的に真に実効ある組織となるよう現在の連絡所及び要望のある支所等への支援職員の早期配置について再考をいただきたい。

[市長回答要旨]

支援について考えないわけではないが、早い時期で実施することは、官主導となることが懸念される。事務局的な職員は必要かと考えているので、進捗度合いや必要性を見ながら、配置を考えていく。

(2) 確認及び検討事項等

① 地区活動支援担当の配置について

<H18.2.9 3部局長協議・抜粋>

- ・地区活動支援担当職員の事務量が明確にできない状況においては、平成18年4月から支所、連絡所に新たな職員は配置せず、現員で地区住民によるまちづくり活動の支援に関する事務をスタートさせる。その後において事務量が増加し、現員では対応が困難となった時点で、必要な人員を確保する。
- ・当面、地区活動支援担当の職務を担う支所長、連絡所長、地域振興課の地域振興担当に、平成18年4月1日付けで、地区活動支援を命ずる。

従前からの地区活動支援担当の配置方針及び、区長会提言書の市長回答要旨のとおり住民主体で進められるべきであり、住民自治協議会設立前に地区活動支援担当を増員することは、難しい状況である。

② 職員地区サポートチーム制度について

＜長野市職員地区サポートチーム制度実施要綱 第1・抜粋＞

「市職員がボランティアにより、住民自治協議会の活動を支援し…」

長野市職員地区サポートチーム制度では、チームの編成を住民自治協議会の設立後としている。市区長会からの提言では、設立に向けての職員支援を全地区が要望しているわけではないため、創設して間がない職員地区サポートチーム制度を直ちに変更することは困難である。

③ 各地区的進捗状況について

住民自治協議会設置済み	2地区	設立準備会を設置済み	9地区
検討会を設置済み	14地区	検討会の設置に向けて検討中	4地区

(第2回専門部会開催時点)

既に多くの地区で検討会や設立準備会が設置され、住民主体の検討や取り組みが進められている。

④ 住民自治協議会の設立に当たって

＜都市内分権推進計画 P5・抜粋＞

「住民自治協議会の設置に当たっては、設立準備会等を設置して十分協議し、地区の実情に応じて地区住民の皆さんに自主的に決定していただきます。」

設立前の検討段階において市職員を配置することは、住民自治協議会が行政主導で設立されるという懸念もあり、地区の個性を生かした住民主体の自治組織にならない場合が考えられる。

⑤ 市職員の意識改革について

＜都市内分権推進計画 P7・抜粋＞

「都市内分権を推進し、市民の皆さんと行政との協働を進めるためには、市職員の意識改革が不可欠です。」

市職員は地区住民として積極的に自らが住む地域等の住民自治活動に参加する必要がある。

(3) 検討結果（当面の方針）

住民自治協議会の設立に向けた検討段階から、市職員の支援が必要とされる地区においては、ボランティアとしてその取り組みを支援することができる市職員（原則として地区に居住する者）を、地区活動支援担当が募集または個別に依頼することにより支援をしていくものとする。



- ① 支所長等の地区活動支援担当が、地区に居住する市職員を対象に募集または個別に呼び掛ける形で、意欲のある職員による支援を行う。
- ② 支援は一住民としてのボランティア活動であり、市の制度や職務ではない